

会議案第 11 号

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元など教育予算拡
充とゆたかな学びを求める意見書提出の件

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元など教育予算拡充とゆたかな
学びを求める意見書を、別紙のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 25 日提出

芽室町議会議員 中 村 和 宏

芽室町議会議員 正 村 紀美子

芽室町議会議員 西 尾 一 則

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。国の負担率が 2006 年に 2 分の 1 から 3 分の 1 に変更され、現在に至っています。

教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を 2 分の 1 へと復元することが重要です。

2025 年 1 月に文部科学省が発表した「就学援助実施状況等調査」では、要保護・準要保護率は、全国で 13.66%（7 人に 1 人）、北海道においては全国で 7 番目に高い 17.59%（5.7 人に 1 人）となっており、依然として各家庭への負担が厳しい実態にあります。

「給食費無償化」については小学校において実施されておりますが、中学校などさらなる拡大が必要です。

子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校に続き、2026 年度から中学校においても段階的に 35 人以下学級が実現することになりましたが、少人数学級の早期実現にむけて教育予算の確保拡充が重要です。

また、教育現場では給食費・修学旅行費など保護者負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。

国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率 2 分の 1 への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30 人以下学級」の実現など、学校がゆたかな学びの場となるよう、以下の項目について、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう要請します。

記

- 1 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求める。義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を 2 分の 1 に復元すること。

- 2 給食費（中学校）、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うこと。
- 3 就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図ること。
- 4 少人数学級の早期実現に向けて、学級編制標準を順次改定するよう求める。また、増加し続ける不登校やいじめなど、解決すべき問題を改善するため教職員定数改善や加配教員増員に必要な予算の確保・拡充を図ること。
- 5 子どもたちのゆたかな学びを保障するため、子どもたちに寄り添った学習内容の精選および子どもたちと先生方が向き合い、触れ合う時間を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月25日

芽室町議会議長 梶 澤 幸 治

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
総務大臣 殿
文部科学大臣 殿